

2020年4月7日

組合員各位

「新型コロナウイルス感染症」に関するお取り扱いについて

開業医共済協同組合

このたびの新型コロナウイルス感染症の発生により影響を受けた皆さまに、謹んでお見舞い申し上げます。

開業医共済協同組合は、開業医共済休業保障制度における共済金のお取り扱いについて以下のとおり対応することをお知らせします。

1. 共済金のお取り扱い

新型コロナウイルス感染症は、傷病給付金のお支払い対象となる疾病に該当します。傷病給付金は、傷病の治療を目的とした休業に対してお支払いをします。検査により陽性と判定されたか否かにかかわらず、当約款に基づく、第三者の医師の指示で休業（入院療養または自宅療養[※]）された場合は、傷病給付金のお支払い対象となります。

※自宅療養の場合は、5日以上連続して休業した場合、休業5日目以降の期間に対して支払います。

また、新型コロナウイルス感染症により死亡された場合は、疾病による弔慰給付金のご請求対象となります。

2. ご請求時のお取り扱い

ご請求時には、迅速な対応をさせていただくために、まずは「3. お問い合わせ（共済代理店）」の各県の共済代理店にお電話をいただきますようお願いいたします。担当者が状況を確認の上、郵送での手続きをご案内いたします。

ご請求の際には、当組合所定の「医療証明書」や「共済金請求書兼休業状況報告書」等の提出が必要となります。

3. お問い合わせ先（共済代理店）

【青森県】

青森県保険医協同組合（TEL：017-763-5820）

【新潟県】

新潟県保険医協同組合（TEL：025-245-6171）

【長野県】

長野県保険医協同組合（TEL：026-223-0345）

【岡山県】

岡山県保険医協同組合（TEL：086-274-9131）

【大分県】

大分県保険医協同組合（TEL：097-568-0047）

【福島県】

福島県保険医協同組合（TEL：024-531-1151）

【福井県】

福井県保険医協同組合（TEL：0776-29-2818）

【鳥取県】

鳥取県保険医協同組合（TEL：0859-24-3064）

【山口県】

山口県保険医協同組合（TEL：083-972-2250）